

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 随与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	保健人材養成機関施設及び機材 拡充計画のための贈与に関する 日本国政府とモザンビーク共和 国政府との間の交換公文	保健人材養成機関施設及び機材拡充計画を実施する ために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,045,000千円 (H20年度 349,000千円) H21.3.31まで (H21年度 518,000千円) H22.3.31まで (H22年度 178,000千円) H23.3.31まで	H20.7.4 マプトで (同日)	日本側 三木達也在モザン ビーク大使 モザンビーク側 バウロ・ イヴォ・アルバジーニ・ ライシエイラ・ガリード 保健大臣	H20.7.17 414号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。